

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

GF 編

低引火点燃料船

鋼船規則 GF 編
鋼船規則検査要領 GF 編

2018 年 第 2 回 一部改正
2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 規則 第 126 号／達 第 94 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

GF 編

低引火点燃料船

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 規則 第 126 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 12 月 25 日 規則 第 126 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

GF 編 低引火点燃料船

改正その 1

3 章 機能要件

3.2 機能要件（IGF コード 3.2）＊

3.2.16 を次のように改める。

3.2.16 燃料装置及びガス使用機器低引火点燃料を使用する機関の確認

燃料装置及び~~ガス使用機器~~低引火点燃料を使用する機関の運転試験，海上試運転及びメンテナンスは，目標とする安全性，有効性及び信頼性の確認が行えるものとしなければならない。

10 章の表題を次のように改める。

10 章 燃料の使用推進器及び他のガス使用機器を含む動力生成

17 章 作業に関する規定

17.5 作業要件

17.5.7 を次のように改める。

17.5.7 燃料装置の上部又は近傍における高熱作業＊

燃料タンク 及び燃料配管並びに可燃性になりうる又は炭化水素が混合するおそれのある防熱装置及び燃焼生成物として毒性の蒸気を発生させるおそれのある防熱装置の近傍における高熱作業は，それらの場所での当該作業について安全性が確保及び証明され，かつ，承認がすべて得られた後にのみ実施すること。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2018 年 12 月 25 日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 2017 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2021 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶

*高速船については、1%を 3%に読み替える。
3. 前 2.にかかわらず、次のいずれかに該当する船舶にあっては、この規則による規定を適用する。
 - (1) 2017 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶
 - (2) 2017 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって、2017 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶

7 章 材料及び燃料管装置

7.4 材料に関する要件（IGF コード 7.4 関連）

7.4.1 金属材料*

-6.として次の1項を加える。

-1. 燃料格納設備及び燃料管装置の材料は、次の表に定める要件に適合したものでなければならない。

- (1) 表 GF7.1: 設計温度が 0℃以上の燃料タンク又はプロセス用圧力容器用の板, 管（継目無及び溶接）, 形材及び鍛造品
- (2) 表 GF7.2: 設計温度が 0℃より低く -55℃までの燃料タンク, プロセス用圧力容器及び二次防壁用の板, 形材及び鍛造品
- (3) 表 GF7.3: 設計温度が -55℃より低く -165℃までの燃料タンク又はプロセス用圧力容器及び二次防壁用の板, 形材及び鍛造品
- (4) 表 GF7.4: 設計温度が 0℃より低く -165℃までの燃料用及びプロセス用管装置のための管（継目無及び溶接）, 鍛造品及び鋳造品
- (5) 表 GF7.5: 6.4.13-1.(1)(b)により要求される船体構造用の板及び形材
- (6) 設計温度が 0℃以上の燃料用及びプロセス用管装置のための鋳造品については、本会の適当と認めるところによる。

-2. 燃料タンク内部の管装置を除き、融点が 925℃より低い材料は、管装置に使用してはならない。

-3. CNG タンクについては、本会は上記の規定に含まれない材料の使用を特別に考慮することがある。

-4. 内管に高圧ガスを含む 2 重管の外管又はダクトは、必要に応じて、表 GF7.4 に示される管材料の要件に適合しなければならない。

-5. 内管に液化ガス燃料を含む 2 重管の外管又はダクトは、表 GF7.4 に示される最低設計温度が -165℃の管材料の要件に適合しなければならない。

-6. 本章に規定する金属材料にあつては、K 編 1.1.1-2.の規定に従い、本章の規定によるほか K 編の関連規定に適合しなければならない。

表 GF7.5 を次のように改める。

表 GF7.5 6.4.13-1.(1)(b)の規定により要求される船体構造用の板及び型材

船体構造の 設計温度 (℃)	鋼板の等級の最大厚 (mm)							
	A	B	D	E	AH	DH	EH	FH
0 以上 -5 以上	他編の関連規定による							
-5 まで	15	25	30	50	25	45	50	50
-10 まで	×	20	25	50	20	40	50	50
-20 まで	×	×	20	50	×	30	50	50
-30 まで	×	×	×	40	×	20	40	50
-30 より低い	表 GF7.2 による。ただし、表 GF7.2 及び同表の注(2)の厚さの制限は適用しない。							

注

×：使用してはならない鋼材の等級を示す。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2018 年 12 月 25 日から施行する。

鋼船規則検査要領

GF 編

低引火点燃料船

要
領

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 達 第 94 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 25 日 達 第 94 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

GF 編 低引火点燃料船

改正その 1

GF1 通則

GF1.1 一般

GF1.1.1 として次の 1 条を加える。

GF1.1.1 適用

規則 GF 編 1.1.1-1.(2)の適用上, 燃料貯蔵設備及び燃料配管の設計及び配置について規則 N 編への適合性を示す資料を本会に提出すること。

GF3 として次の 1 章を加える。

GF3 機能要件

GF3.2 機能要件

規則 GF 編 3.2 の適用上, 天然ガスを燃料として使用する船舶については, 規則 GF 編 5 章から規則 GF 編 17 章の規定を満たすことによって, 規則 GF 編 3.2.1 から 3.2.18 までの機能要件に適合するものとする。

GF4 一般要件

GF4.2 として次の 1 節を加える。

GF4.2 リスク評価

GF4.2.3 リスク分析及び低減

規則 GF 編 4.2.3 にいう「承認されたリスク分析手法」については, “REVISED GUIDELINES FOR FORMAL SAFETY ASSESSMENT (FSA) FOR USE IN THE IMO RULE-MAKING PROCESS” (MSC-MEPC.2/Circ.12 (改正版含む)) 又は本会のリスク評価ガイドライン附属書 2 ガス燃料船のリスク評価ガイドラインを参照すること。

GF6 燃料格納設備

GF6.6 CNG 燃料格納設備

GF6.6.1 として次の 1 条を加える。

GF6.6.1 承認

規則 GF 編 6.6.1 にいう「本会の承認を受けたもの」とは、規則 D 編 10 章に適合するものをいう。

GF6.7 圧力逃し装置

GF6.7.2 を次のように改める。

GF6.7.2 液化ガス燃料タンクの圧力逃し装置

規則 GF 編 6.7.2-3.の適用上、圧力逃し装置の容量は、次の(1)から(43)による。

(1)から(3)は省略)

~~(4) 一体型タンクに隣接するインタバリアスペースにおける圧力逃し装置の容量は独立型タンクタイプ A と同様に決定して差し支えない。~~

GF7 材料及び燃料管装置

GF7.3 一般的な管の設計

GF7.3.2 を次のように改める。

GF7.3.2 管の厚さ

-1. (省略)

-2. 規則 GF 編 7.3.2-1.の規定の適用上、腐食予備厚は、次の(1)及び(23)による。

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) 規則 D 編表 D12.4 に規定する値。

-3. 規則 GF 編 7.3.2-1.に規定する「製造法に応じて本会が適当と認める基準」として、電気抵抗溶接管に対する継手効率 η は 0.85 とする。ただし、非破壊検査により溶接部に有害な欠陥がないことが確認されたものについては、1.0 として差し支えない。

~~-34. 規則 GF 編 7.3.2-2.の規定の適用上、炭素-マンガン鋼については規則 D 編表 D12.6(2)の F 欄に示す値、ステンレス鋼については、スケジュール 10S に相当する値とする。ただし、有効な防食措置が施されている鋼管及び腐食環境下に配管されない鋼管については、1 mm を限度として、本会の認める範囲でこの値を減じることができる。また、燃料タンク内の管及び管端開放の管についても、本会が適当と認める範囲でこの値を減じることができる。~~

GF7.3.3 を次のように改める。

GF7.3.3 設計圧力

規則 GF 編 7.3.3-1.の適用上、次の(1)及び(2)による。

- (1) 本会は就航海域の制限のある船舶に対してより低い周囲温度を認めることがある。
この場合、資料を本会に提出すること。また、逆に一方で、より高い温度を要求することがある。
- (2) (省略)

GF7.3.4 として次の 1 条を加える。

GF7.3.4 許容応力

規則 GF 編 7.3.4-3.に規定する「本会が適当と認めるところ」とは、銅管及び銅合金管の許容応力は規則 D 編表 D10.3 に掲げる値とする。鋼管、銅管及び銅合金管以外の管の許容応力については、本会に資料を提出すること。

GF7.3.6 を次のように改める。

GF7.3.6 管装置の製造及び継手の詳細

- 1. (省略)
- 2. 規則 GF 編 7.3.6-2.に規定される「本会の承認を受けたもの」とは、JIS 又はこれと同等のものをいう。
- ~~3.~~ 規則 GF 編 7.3.6-4.(1)(b)に規定される「本会が適当と認める基準」とは、JIS B 2316 もしくは JIS F 7810 又はこれと同等の基準をいう。
- ~~4.~~ (省略)
- ~~5.~~ (省略)

GF10 の表題を次のように改める。

GF10 燃料の使用推進器及び他のガス使用機器を含む動力生成

GF13 通風装置

GF13.3 一般要件

GF13.3.9 を次のように改める。

GF13.3.9 危険場所に通じる開口がある非危険場所

規則 GF 編 13.3.9(2)(b)にいう「本会が適当と認める規格」とは、IEC 60092-502 Table 5 又は JIS F 8074 の表 5 に規定されたものをいう。

GF13.3.10 として次の 1 条を加える。

GF13.3.10 閉囲された危険場所に通じる開口がある非危険場所

規則 GF 編 13.3.10(2)にいう「本会が適当と認める規格」とは、IEC 60092-502 Table 5 又は JIS F 8074 の表 5 に規定されたものをいう。

GF13.5 機関区域

GF13.5.3 を次のように改める。

GF13.5.3 通風装置の冗長性

規則 GF 編 13.5.3 にいう「本会が適当と認める規格」とは、IEC 60079-10-1 又は JIS C 60079-10 をいう。

GF14 電気設備

GF14.3 一般要件

GF14.3.4 を次のように改める。

GF14.3.4 故障モード及び影響分析

規則 GF 編 14.3.4 にいう「本会が適当と認める規格」とは、IEC 60812 又は JIS C 5750 をいう。

GF15 制御、監視及び安全装置

GF15.8 ガス検知

GF15.8.5 を次のように改める。

GF15.8.5 ガス検知器の設計、設置及び試験

規則 GF 編 15.8.5 にいう「本会が適当と認める規格」とは、IEC 60079-29-1 又はこれと同等と認められる規格をいう。

GF17 作業に関する規定

GF17.3 として次の 1 節を加える。

GF17.3 燃料取扱いマニュアル及び掲示

GF17.3.1 燃料取扱いマニュアル

規則 GF 編 17.3.1(1)に規定する「燃料取扱いマニュアル」には、天然ガスを燃料として

使用する船舶にあつては、次に掲げるものを含むこと。

- (1) 燃料のバンカリング、貯蔵及び移送に関する事項
- (2) 規則 GF 編 6.3.1-12.に規定する手順
- (3) 規則 GF 編 17.5.4 に規定する事項
- (4) 規則 GF 編 17.5.6-2.に規定する手順

GF17.5 作業要件

GF17.5.3 を次のように改める。

GF17.5.3 電気設備の点検及び保守

規則 GF 編 17.5.3 にいう「本会が適当と認める基準」とは、IEC 60079-17:2007 又はこれと同等と認められる基準をいう。

GF17.5.4 を次のように改める。

GF17.5.4 バンカリングオペレーション

- 1. (省略)
- 2. 規則 GF 編 17.5.4-4.にいう「本会が適当と認める基準」とは、API RP 2003 及び、
“ISGOTT: International Safety Guide for Oil Tankers and Terminals”又はこれと同等と認められる基準をいう。
- 3. (省略)
- 4. 規則 GF 編 17.5.4-5.(2)に規定する「適切な人身保護装具」とは、長袖の静電気帯電防止作業服、ヘルメット、皮手袋、安全靴及び保護眼鏡をいう。

GF17.5.7 として次の 1 条を加える。

GF17.5.7 燃料装置の上部又は近傍における高熱作業

規則 GF 編 17.5.7 にいう「毒性の蒸気を発生させるおそれのある防熱装置」とは、例えば、防熱材としてウレタンフォームを使用するもの等をいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2018 年 12 月 25 日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 2017 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2021 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶

*高速船については、1%を 3%に読み替える。
3. 前 2.にかかわらず、次のいずれかに該当する船舶にあつては、この達による規定を適用する。
 - (1) 2017 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶
 - (2) 2017 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2017 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶

GF6 燃料格納設備

GF6.8 として次の1節を加える。

GF6.8 液化ガス燃料タンクの充填制限値

GF6.8.1 充填制限値

規則 GF 編 6.8.1-2.に規定する充填制限値に関する要件は,規則 GF 編 6.8.1-1.に規定する充填制限値が 95%より小さい場合にのみ適用できる。

GF11 火災安全

GF11.3 防火 (IGF コード 11.3)

GF11.3.1 を次のように改める。

GF11.3.1 一般

-1. 規則 GF 編 11.3.1-2.の適用上,「本会が適当と認める場合」とは, MSC.1/Circ.1568 に基づき,当該条約要件の改正の任意早期適用を主管庁が認めた場合をいう。

-2. 規則 GF 編 11.3.1-3.に規定する「火災の危険性が高い区画」は,少なくとも以下の区画を考慮すること。ただし,これらに限定するものではない。

- (1) 貨物区域(ただし,引火点が 60°Cを超える液体用の貨物タンク及び規則 R 編 10.7.1-2.が適用される貨物区域は除く。)
- (2) 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域
- (3) 火災の危険性が高い業務区域:

規則 R 編 9.2.3-2.(9)及び 9.2.4-2.(9)に規定の調理室,調理器具のある配ぜん室,サウナ,塗料庫,ロッカ室及び貯蔵品室であって面積が 4 m²以上のもの,可燃性液体を収納するための設備を有する場所並びに作業室(機関区域の一部を形成するものを除く。)

GF15 制御、監視及び安全装置

GF15.3 として次の 1 節を加える。

GF15.3 一般

GF15.3.2 ビルジウエルの液面計及び温度センサ

規則 GF 編 15.3.2 に規定する「液面計」は、単に警報を発するべき状態を示すことを目的として要求されるものであり、例えば、液面レベルスイッチ（フロートスイッチ）は本要件に適合するとみなされる。

GF16 製造法、工方法及び試験

GF16.3 燃料格納設備の材料の溶接及び非破壊試験

GF16.3.3 を次のように改める。

GF16.3.3 燃料タンク、プロセス用圧力容器及び二次防壁の溶接施工方法承認試験

- 1. 規則 GF 編 16.3.3-4.の規定の適用上、次の(1)及び(2)に示すところによる。
 - (1) 規則 GF 編 16.3.3-4.(3)の規定のただし書きに定める母材と溶接金属の強度レベルが異なる場合に行う縦方向試験片による曲げ試験として、規則 M 編 4.2 の規定に定める縦方向曲げ試験を行うこと。
 - (2) 規則 GF 編 16.3.3-4.の規定の適用上、独立型タンクタイプ C 及びプロセス用圧力容器については、規則 D 編 11 章の規定に従って、マクロ試験、ミクロ試験及び硬さ試験を行うこと。他の独立型タンクについては、規則 M 編 4 章の規定に従って、マクロ試験を行うこと。
- 2. 規則 GF 編 16.3.3-5.の規定の適用上、溶接施工方法承認試験は、規則 GF 編 16.3.3-5. ~~の~~に規定による他するものを除き、規則 M 編 4 章及び D 編 11 章の該当規定によること。
- 3. 規則 GF 編 16.3.3-5.(1)の規定の適用上、溶接金属が母材より低い引張強さを有する場合の継手の横引張強さは、規則 M 編 4.2.5 の規定に定めるところによること。
- 4. 規則 GF 編 16.3.3-5.(2)の規定の適用上、曲げ試験は、規則 GF 編 16.3.3-5.(2) ~~の~~に規定による他するものを除き、規則 M 編 4.2.6 の規定に定めるところによること。
- 5. 規則 GF 編 16.3.3-5.(3)の規定の適用上、~~規則 GF 編 6.4.13-2.(2)の規定により、規則 GF 編表 GF7.3 及び表 GF7.4 に規定される材料が、同表に定められた最低設計温度より高い設計温度で使用される場合、その衝撃試験温度は、当該設計温度に応じて、規則 GF 編表 GF7.1 から表 GF7.4 の各表でその設計温度に対応する衝撃試験温度として差し支えない。例えば、設計温度が 45℃で使用される 2.25%Ni 鋼の管の場合、その衝撃試験温度は、50℃とし、設計温度が 61℃で使用される 3.5%Ni 鋼の板の場合は、その衝撃試験温度は、70℃として差し支えない。衝撃試験の試験温度は、GF6.4.13-2.に示すところによって差し支えない。~~
- 6. 規則 GF 編 16.3.3-7.の規定の適用上、衝撃試験の試験温度は、溶接される母材に対

する規定の温度とすること。ただし、当該試験温度は、GF6.4.13-2.に示すところによって差し支えない。

GF16.3.4 を次のように改める。

GF16.3.4 管の溶接施工方法承認試験

規則 GF 編 16.3.4 の規定の適用上、管の溶接施工方法承認試験は、規則 GF 編 16.3.3 ~~に規定による他~~するものを除き、規則 D 編 11 章及び M 編 4 章の該当規定によること。

GF16.3.5 製品溶接確認試験

-1.(8)を次のように改める。

-1. 製品溶接確認試験は、規則 GF 編 16.3.5 及び規則 D 編 11 章の該当規定によるほか、次の規定によること。

((1)から(7)は省略)

(8) 衝撃試験

衝撃試験の規格値は、規則 M 編表 M4.8 のとおりとする。溶接される母材に対する規定の値とすること。ただし、試験温度は、GF6.4.13-2.に示すところによって差し支えない。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2018 年 12 月 25 日から施行する。

附属書 2 ガス燃料ボイラに関する検査要領

1 章 通則

1.3 提出図面及び資料

(1)を次のように改める。

提出すべき図面及び資料は、次のとおりとする。

(1) 承認用図面及び資料

(a) (省略)

(b) 規則 D 編 18.1.3(1)(a), ~~(3)(c)~~ 及び ~~(5)(e)~~ の規定に該当するもの
((c)から(l)は省略)

(2) (省略)

附属書 3 高圧ガス燃料機関に関する検査要領

1 章 通則

1.3 提出図面及び資料

(1)を次のように改める。

提出すべき図面及び資料は、次のとおりとする。

(1) 承認用図面及び資料

(a) (省略)

(b) 規則 D 編 18.1.3(1)(a), ~~(2)(b)~~ 及び ~~(5)(e)~~ の規定に該当するもの。
((c)から(r)は省略)

(2) (省略)

附属書 4 低圧ガス燃料機関に関する検査要領

1 章 通則

1.3 提出図面及び資料

(1)を次のように改める。

提出すべき図面及び資料は、次のとおりとする。

(1) 承認図面及び資料

(a) (省略)

(b) 規則 D 編 18.1.3(1)(a), ~~(2)(b)~~及び~~(5)(e)~~の規定に該当するもの。

((c)から(p)は省略)

(2) (省略)

附 則（改正その 3）

1. この達は、2018 年 12 月 25 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者又は機関の製造者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約*が行われた船舶に適用することができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

GF6 燃料格納設備

GF6.3 一般要件

GF6.3.1 一般

-3.として次の1項を加える。

-1. 規則 GF 編 6.3.1-5.の適用上, 規則 GF 編 6.3.1-9.によるほか, 配管接続部の損傷に対する安全措置を含め, 個々の設計に応じ必要と考えられる措置を講じること。

-2. 規則 GF 編 6.3.1-10.にいう「その他の漏洩源」には, フランジ継手, バルブ等を含む。

-3. 規則 GF 編 6.3.1-10.に規定する「ドリップトレイ」の要否は, 次の(1)から(3)による。

(1) 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置される場合には, タンク接続部及びその他の漏洩源からの漏洩から当該甲板を保護するためのドリップトレイを設けること。

(2) 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板下に配置され, タンク接続部が開放甲板上に配置される場合には, タンク接続部及びその他の漏洩源からの漏洩から, 当該甲板を保護するためのドリップトレイを設けること。

(3) 液化ガス燃料貯蔵タンク及びタンク接続部が甲板下に配置される場合には, すべてのタンク接続部をタンクコネクションスペース内に配置すること。この場合, ドリップトレイは要求されない。

附 則（改正その 4）

1. この達は、2019 年 1 月 1 日から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。